

133) 英国のNon Domicile Status

英国の税制には Non-Domiciled Status（非定住者ステータス、通称「Non-Dom（ノン・ドム）」）という制度があり、これに該当する外国籍の人には Remittance Basis（送金ベース課税制度）という税の優遇措置の適用を受ける事が出来る

以下にその詳細を説明

出典：ChatGPT



<https://www.gov.uk/tax-foreign-income/non-domiciled-residents>

133) 英国のNon Domicile Status

Non-Domiciled Status (ノン・ドム) とは？

「ドミサイル (Domicile)」とは、単なる居住地ではなく、法律上の恒久的な本国を指し、英国に居住していても、次の様な人は「Non-Dom」と見做される可能性が有り

本人の生まれた国が英国以外であり、その国に恒久的に帰る意思が有る
父親（または母親）が英国以外の国を本国としていた
過去に英国の「Domicile」を取得していない

出典：ChatGPT



<https://www.gov.uk/tax-foreign-income/non-domiciled-residents>

133) 英国のNon Domicile Status

Remittance Basis（送金ベース課税制度）とは？

Non-Dom の人は、通常の「Worldwide Income Basis（全世界所得課税制度）」では無く、「Remittance Basis」を選択することで、次のような税制優遇を受けられる。

英国外で発生した所得・資産の増加益は、英国に送金しない限り課税されない
英国国内での所得・資産増加益には通常どおり課税される

つまり、外国での所得（給与、配当、賃貸収入、キャピタルゲインなど）を英国に送金しない限り、英国では申告・納税する必要が無い

出典：ChatGPT



<https://www.gov.uk/tax-foreign-income/non-domiciled-residents>

133) 英国のNon Domicile Status

Remittance Basisを利用する際のコスト

但しこの優遇措置は無料では無く、一定期間英国に住むと、Remittance Basisを選択する為に以下の Remittance Basis Charge (RBC) を支払う必要有り

過去7年間のうち7年間英国に居住 → £30,000

過去12年間のうち12年間英国に居住 → £60,000

過去15年間のうち15年間英国に居住 → Non-Domの資格を失い、全世界所得課税

出典 : ChatGPT



<https://www.gov.uk/tax-foreign-income/non-domiciled-residents>

133) 英国のNon Domicile Status

今後の変更（2025年4月以降）

英国政府は 2025年4月からNon-Dom制度を廃止する方針 を発表しており、これまでの優遇措置が大幅に変更される可能性有り。新制度の詳細はまだ完全には決まっていないものの、Non-Domにとっての税制メリットが減る可能性が高い

結論

現行の英国税制では、Non-Dom ステータスを持つ外国籍の人は Remittance Basis を利用する事で、英国外の所得は 英国に送金した分のみ 課税対象となる。ただし、制度変更が予定されている為、今後の動向に注意が必要

出典：ChatGPT



<https://www.gov.uk/tax-foreign-income/non-domiciled-residents>